

中小企業事業主の皆様へ

～雇用促進にご協力をお願いします～



日野市では、「日野市雇用助成金制度」を制定し、市内に住所を有する若年者、障害者の就業の促進を図るため、ハローワーク(国の公共職業安定所)のトライアル雇用事業を活用し、市内在住の対象者を常用雇用した事業主に対し、奨励金を交付します。

日野市雇用助成金制度

● 対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(裏面参照)で、日野市内に本店または主たる事業所を有し、継続して事業を営んでいる方
- ②ハローワークが実施しているトライアル雇用(一般トライアルコース、障害者トライアルコース)で試行雇用した日野市内在住のトライアル雇用対象者を引き続き同一事業所で常用雇用者として3か月以上雇用している事業主

● 奨励金の額

雇用したトライアル雇用対象者1人につき10万円(1人につき1回)

● 申請の手続き

次の書類を提出し、申請してください。

- (1) 日野市雇用助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 調書(第2号様式)
- (3) トライアル雇用結果報告書兼
トライアル雇用奨励金支給申請書(ハローワークに提出したもの)の写し
- (4) 対象雇用者の出勤簿及び賃金台帳の写し
- (5) 法人にあっては登記簿謄本
- (6) 個人にあっては確定申告書及び付属資料の写し



● 申請期間

要件を満たした日(対象雇用者の常用雇用開始後3か月が経過した日)から3か月以内

< 申請・お問合せ先 >

日野市 産業スポーツ部 産業振興課 (市役所本庁舎 3階)

〒191-8686 日野市神明1-12-1

TEL 042-514-8442 / FAX 042-583-4483

● 日野市若年者雇用奨励金制度の流れ

| | | | | | |
|----------------|-------------|-------------|------------------|------|------|
| 奨励金 月4万円 | 奨励金 月4万円 | 助成金 月4万円 | 奨励金 3か月で計10万円 | | |
| ← 雇用開始から6か月間 → | | | | | |
| 1か月目 | 2か月目 | 3か月目 | 4か月目 | 5か月目 | 6か月目 |
| 国のトライアル制度 | | | 日野市の雇用支援制度 | | |
| ← 試用期間 → | | | ← 常用雇用 → | | |

※障害者トライアル雇用制度にて精神障害者を雇用し、6か月のトライアル雇用をした場合は、その後常用雇用に移行した3か月が対象となります。

トライアル雇用制度とは？

ハローワーク(国の公共職業安定所)が紹介する職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者を、事業主が原則として3か月間試行的に雇用し、その期間中に求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、常用雇用するかどうかを決定するものです。試行期間には、事業主あてに奨励金が交付されます。

求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

※ 詳しくは、ハローワーク八王子 事業所部門 Tel. 042-648-8609 へお尋ねください。

中小企業基本法に規定する中小企業とは？

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業とは、次の企業です。

| | | | | | |
|---------------|--------|--------|----|---------|--------|
| 一般業種(製造・建設業等) | 常用従業員数 | 300人以下 | 又は | 資本金・出資金 | 3億円以下 |
| 卸売業 | 〃 | 100人以下 | 又は | 〃 | 1億円以下 |
| サービス業 | 〃 | 100人以下 | 又は | 〃 | 5千万円以下 |
| 小売業 | 〃 | 50人以下 | 又は | 〃 | 5千万円以下 |